

かかりつけ医機能報告制度に関する院内掲示について

当院では、厚生労働省が定める「かかりつけ医機能報告制度」に基づき、当院が有するかかりつけ医機能について院内に掲示を行っております。

本制度は、医療機関が地域の皆さまに対して提供している医療機能等をわかりやすくお知らせすることを目的としたものです。

掲示内容には、以下のような事項が含まれております。

- 日常的な診療や健康管理に関する相談対応
- 必要に応じた専門医療機関への紹介
- 予防接種・健康診断等への対応
- 服薬管理や医療・介護連携に関する取り組み 等

地域の皆さまの身近な医療機関として、安心してご相談いただける診療体制の充実に努めて参ります。

医療法人 佐藤病院 院長